

青森県報

第四百百一十号

平成二十八年
一月二十七日
(水曜日)

目次

告示

道路の区域の変更……………(道路課) ……一
道路の供用の開始……………(同) ……一

公告

行政書士試験の合格者……………(総務学事課) ……二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二

青森県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

告示

肥料登録の失効……………(食の安全・安心推進課) ……三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(I T E R 支 援 室) ……三

青森県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	
1	県 道	八戸階上線	八戸市小中野八丁目一五から 八戸市大字湊町字本町無番まで	敷地の幅員 敷地の延長 備考
			後	前
			二四・四〇メートルから 二九・六〇メートルまで	一七〇・八〇メートルから 一七〇・九〇メートルまで
			一三三・〇〇メートル	一三三・〇〇メートル

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日
県道八戸階上線	八戸市小中野八丁目一五から 八戸市大字湊町字本町無番まで	平成二六・二一

公告

青森県知事 三 村 申 吾

行政書士試験の合格者

平成二十七年年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成二十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

○三二〇〇〇三	受験番号
○三二〇〇〇九	
○三二〇〇一七	
○三二〇〇二三	
○三二〇〇三三	
○三二〇〇三三	
○三二〇〇三五	
○三二〇〇四五	
○三二〇〇七一	
○三二〇〇七四	
○三二〇〇八四	
○三二〇〇八九	
○三二〇〇九八	
○三二〇一〇四	
○三二〇一〇四	
○三二〇一〇一	
○三二〇一〇八	
○三二〇一二四	
○三二〇一三三	
○三二〇一四六	
○三二〇一五六	
○三二〇一六〇	
○三二〇一七八	
○三二〇一八二	

- 三二〇一八八
- 三二〇一九四
- 三二〇二四〇
- 三二〇二七一
- 三二〇二九二

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マエダ三沢モール
三沢市大字三沢字南山七二の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 三沢市の意見の概要
当該店舗建設予定地の隣接地やその周辺地域は第一種中高層住居専用地域であり、当該地域の良好な生活環境を確保するため、店舗の出店に伴い騒音、振動及び照明等によって周辺住民の生活環境が低下しないように配慮すること。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
- 五 意見書の縦覧
1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

平成二十八年一月二十七日から同年二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三七三三号	肥料の種類 化成肥料	肥料の名称 有機入り化 成肥料	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 六・五 りん酸全量 三・五 加里全量 三・〇	その他の 規格 の と お り	生産業者の 氏名又は 名称及び住 所
				公定規格 のとおり	有限会社三沢 地域環境保 全組合 三沢市大字三 沢字庭権四五 四九

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

マイクロトロンシステム一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県エネルギー総合対策局 I T E R 支援室

三 契約の方法

青森市長島一丁目の一

四 随意契約

随意契約

五 契約の相手方を決定した日

平成二十八年一月六日

六 契約の相手方の名称及び住所

住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎二丁目一の一

七 契約金額

三億七千六百九十二万円

八 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の

二第一項第八号の規定により随意契約とした。

九 契約の相手方を決定した手続

再度の入札に付したが落札者がなかつたため、予定価格の制限の範囲内で、最低

の価格の見積を行った者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭